

広島県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和七年三月三日までの間、縦覧に供する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中領家庄原線	庄原市西本町二丁目八九〇番地地先から 庄原市西本町二丁目四〇四番九地先まで	令和七年二月一七日